

2015年6月22日 全5頁

相続法制の見直し、検討経過

相続、遺産分割などに関わる民法規定の見直し

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 法定相続人、法定相続分、遺留分、遺言などの相続に関する基本的な事項が、民法の「第五編 相続」というところで規定されている。
- この部分を中心に、法務省の「法制審議会民法（相続関係）部会」で見直し作業が行われている。いわゆる相続法制の見直しである。
- ①配偶者の居住権の保護、②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、③寄与分制度の見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続人以外の者の貢献の考慮、⑥預貯金等の可分債権の取扱いなどが検討対象となっている。

1. 相続法制の見直し、検討中

現在、法務省の「法制審議会民法（相続関係）部会」^(注1)において、相続法制の見直しに向けた審議が行われている。「相続」という制度の基本的な事項は「民法」の「第五編 相続」の部分で定められており、この部分を中心に見直しが行われている模様である。

(注1) 法制審議会民法（相続関係）部会については、法務省の以下のウェブサイト
を参照。

http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00294.html

なお、現段階では、いつまでに取りまとめを行うかなどのスケジュールについては、公表されていない。

2. 相続法制検討ワーキングチーム

法制審議会民法（相続関係）部会での検討が始まる以前に、法務省では「相続法制検討ワーキングチーム」という検討組織が設置され、相続法制の見直しに向けた検討が行われていた。法務省に相続法制検討ワーキングチームが設置された背景には、最高裁の違憲判断を受けて行われた、非嫡出子の相続分に係る民法改正の際の議論が存在する。この民法の改正に際し、各方面から、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題提起がされた。そこで相続法制検討ワーキングチームが設置され、相続法制の見直しが検討されることになった。

相続法制検討ワーキングチームの第1回会議は2014年（平成26年）1月に開催され、1年後の2015年（平成27年）1月には「相続法制検討ワーキングチーム報告書」がまとめられた^(注2)。

（注2）相続法制検討ワーキングチーム、及び、相続法制検討ワーキングチーム報告書については、法務省の以下のウェブサイトを参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900197.html>

この報告書は、最終的な見直しの形を示したものではないが、集中的に検討された結果が示されていた。具体的には、この報告書では、主として以下の①～④についての検討の結果が示されるとともに、その他の検討事項として⑤⑥についても触れられていた。

- ①配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者の居住権を法律上保護するための措置
- ②配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置
- ③寄与分制度の見直し
- ④遺留分制度の見直し
- ⑤遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮する方策
- ⑥遺産分割における可分債権の取扱いについて

3. 法制審議会民法（相続関係）部会

2015年2月、法務大臣より法制審議会に、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」^(注3)との諮問が発せられた。それを受けて、「法制審議会民法（相続関係）部会」が新設された。

(注3) 法務省の以下のウェブサイトの掲載されている、法制審議会の第174回会議(総会)の「配布資料2 民法(相続関係)の改正について」を参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500025.html>

法制審議会民法(相続関係)部会の会議は、執筆段階において、2回開催されている。法務省のウェブサイト^(注4)には、この2回の会議における資料が掲載されている(議事録は未掲載)。

(注4) 注1を参照。

今後の審議の方向性を探るうえで、第1回会議の「部会資料1 相続法制の見直しに当たっての検討課題」^(注5)が手掛かりになる。高齢化社会の進展などの社会情勢に応じ、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮などの観点から相続法制を見直すべき時期に来ているのではないかと、検討が進められている。

(注5) 法務省の以下のウェブサイトを参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900255.html>

具体的に以下の検討項目が掲げられている(その概略は後記「4」参照)。これらのうち①～⑥は、相続法制検討ワーキングチーム報告書に掲げられていた項目に相当する。

- | |
|--------------------|
| ①配偶者の居住権の保護 |
| ②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現 |
| ③寄与分制度の見直し |
| ④遺留分制度の見直し |
| ⑤相続人以外の者の貢献の考慮 |
| ⑥預貯金等の可分債権の取扱い |
| ⑦遺言 |
| ⑧その他 |

今後これらの項目を中心に審議が進められるものと思われる。実際、第2回会議では①の項目が検討されている。

4. 現段階の検討項目の概略

(1) 配偶者の居住権の保護

配偶者の一方が死亡した場合に、他方の残された配偶者の居住権を保護するための方策が検

討されている。つまり、残された配偶者が、それまで居住してきた建物に引き続き居住することをよりしやすくすることはできないか検討されている。

通常住み続けたいと思うこと、残された配偶者が高齢である場合には住み替えの精神的肉体的負担が大きいことなどが考慮されている。

第2回会議の「部会資料2 相続法制の見直しに当たっての検討課題(1)」を見ると、①遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権を保護するための方策と、②遺産分割終了後の長期的な居住権を保護するための方策について、検討が行われている。

(2) 配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現

被相続人の財産の形成に対する配偶者の貢献は様々であるのに、現行法では、その点が十分考慮されるようにはなっていないのではないかとし、遺産分割において、遺産の形成に対する配偶者の貢献の有無及び程度をより実質的に考慮し、その貢献の程度に応じて配偶者の取得額が変わるようにすべきではないかとし、検討が行われている。

ただし、貢献の有無・程度を考慮すると、相続に関する紛争がより一層複雑化・長期化することが予想されることも指摘されている。

(3) 寄与分制度の見直し

例えば、被相続人に複数の子がいる場合でも、一部の子のみが専ら被相続人の療養看護を行うことがあるが、現行の寄与分制度(相続人の寄与度・貢献度を考慮するための制度)の下では、その貢献度が寄与分として認められて、遺産分割の結果に反映されることは難しいのではないかという指摘が存在する。そこで、療養看護についての貢献については、高齢者に対する療養看護の重要性が増していることなどを踏まえ、寄与分の要件を緩和して対応すべきではないかとし、検討が行われている。

ただし、このような見直しをすると、寄与分を定める事件の紛争が複雑化・長期化するおそれがあるとの指摘もなされている。

(4) 遺留分制度の見直し

現行の遺留分制度^(注6)は、1947年(昭和22年)の民法改正の際に、共同相続制度を踏まえた十分な検討がされなかったために、分かりにくく複雑なものになっているとの指摘が存在する。また、高齢化社会の進展に伴い、相続開始時点で相続人である子も既に経済的に独立していることが多く、その生活を遺留分によって保障する必要が少なくなってきたなどの指摘も存在する。これらの観点から、遺留分制度を見直すべきではないかとし、検討が行われている。

(注6) 遺留分とは、「一定の相続人のために法律上必ず留保されなければならない

遺産の一定割合」(『法律学小辞典 [新版]』(有斐閣、1994年)より)のこと。

また、争いがある場合にどの裁判所のどの手続により解決を図るべきかという点につき、遺留分に関わる遺留分減殺請求に係る案件は現行では地方裁判所の訴訟手続で解決されるが、これを遺産分割に係る案件の場合と同じように家庭裁判所における家事事件の手続で取り扱うことにするという案なども出ている。

(5) 相続人以外の者の貢献の考慮

現行の寄与分制度では、相続人(いわゆる法定相続人)以外の者が遺産の形成・維持に多大な貢献をしている場合(例えば、相続人の妻が、被相続人〔夫の父〕が経営する農業や自営業について、相続人である夫と共に経営に従事し、多大な貢献をした場合)であっても、遺産の分配を受けることはできない。しかし、相続人以外の者であっても、一定の貢献をした場合には、遺産の分配を求めることができるようにすべきではないかとして、検討が行われている。

(6) 預貯金等の可分債権の取扱い

「現行法上、預金債権等の可分債権は、相続によって当然に分割され、原則として遺産分割の対象にはならないと解されているが、可分債権は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であり、これを遺産分割の対象から除外するのは相当でないとの指摘もされている。」^(注7)(第1回会議の「部会資料1 相続法制の見直しに当たっての検討課題」4ページより)として、検討対象とされている。

(注7)「当然に分割され」とは、遺産分割の手続を経ずに各自に帰属するということだと思われる。(潮見佳男 京都大学大学院法学研究科教授 著『相続法 [第5版]』(弘文堂、2014年)100ページ等参照)。

(7) 遺言

現行の遺言制度について、見直しを検討すべきところがあるのではないかと、検討項目として掲げられている。

現行の遺言制度の例示として、「遺言の方式、遺言能力、遺言事項等」が掲げられており、今後の検討対象となるのかもしれない。

(8) その他

その他の点についても、必要に応じて検討するとされている。